

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報					
事務事業名		障がい者相談事業		担当課	社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間	平成24年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別	法定＋任意
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働	
予算科目コード		01-030102-04 単独	根拠法令・条例等	身体障害者福祉法第12条の3及び知的障害者福祉法第15条	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
身体障害者福祉法第12条の3及び知的障害者福祉法第15条の規定により、相談員を市に設置するよう規定されている。平成24年4月身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の改正により、茨城県から市へ事務移管されている。また、平成27年度からは、精神障がい者相談員の設置を、精神障がい者の家族会から希望があり、特定非営利活動法人なごみに委託している。	
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
同じような障がいを持つ相談員の経験を踏まえた相談に応じてもらことで、相談者が地域で安心した生活を送れるように支援する。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
障がい者でもある相談員が、障がい者やその家族の相談に応じることで、相談者が地域社会で安心して暮らせるように支援している。また、茨城県の開催する相談員研修会に参加し、相談員としての資質向上に努めている。 守谷市地域ケアシステムサービス調整会議及び守谷市地域自立支援協議会に委員として参加し、地域社会で生活する障がい者の課題解決や障がい福祉計画の策定に当たって障がい者目線での意見をいただいている。	障がい者その家族からの相談に随時応じるほか、相談員としての資質向上のための研修会への参加や、守谷市地域ケアシステムサービス調整会議及び守谷市地域自立支援協議会に委員として参加していただく。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
身体障害者福祉法第12条の3及び知的障害者福祉法第15条に基づく事業であり、改善点はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	身体障害者福祉法第12条の3及び知的障害者福祉法第15条に基づき継続して実施する事業である。 守谷市障がい者相談員事業実施要綱において相談員の定数及び委託料等が規定されている。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度の実績（評価、課題への対応）
障がい者やその家族からの相談に応じるほか、研修会に参加し、相談員としての識見を深めた。	障がい者やその家族からの相談に応じるほか、研修会に参加し、相談員としての識見を深めた。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
相談員数（人）	3.00	4.00	4.00	4.00	4.00
相談者数（件）	10.00	40.00	40.00	40.00	40.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	障がい者やその家族からの相談に応じる事業であり、相談員の配置状況には特段の苦情や問題も上がっていない。今後も障害者等の身近な相談窓口として継続して実施する。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持	☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び守谷市障がい者相談員事業実施要綱に基づき継続して実施する事業である。			

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	63	60	60	60	60
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	63	60	60	60	60
正職員人工数（時間数）		31.00	30.00	51.00	0.00	0.00
正職員人件費		127	123	213	0	0
トータルコスト		190	183	273	60	60

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報					
事務事業名		障がい者手帳申請及び交付事業		担当課	社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間	平成 8年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別	任意の事務
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働	
予算科目コード		01-030102-08 単独	根拠法令・条例等	守谷市障がい者手帳交付診断書料助成要綱	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
手帳取得に必要な診断書料を助成することで手帳の取得をしやすくし、必要な障がい福祉サービスを受けやすくするため、平成8年に要綱を制定し開始した。	身体に障がいがある方及び精神に障がいがある方への福祉向上を図るため、守谷市に住所を有し障がい者手帳の申請（新規）を行う方に診断書料の一部（限度額：5,000円）を助成する。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
障がい者及び保護者の経済的支援をすることにより負担軽減が図られる。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
障がい者の手帳交付に必要な診断書料を助成し，経済的支援による負担軽減により手帳取得のしやすさや障がい福祉サービスの受けやすさを支援している。 要項に基づき診断書料の助成を行う事務であり，課題等はない。	守谷市障がい者手帳交付診断書料助成要綱に基づき，診断書の助成を継続して行っていく。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
要項に基づく事務であり，改善等はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	守谷市障がい者手帳交付診断書料助成要綱に基づき継続して実施する事業である。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度の実績（評価、課題への対応）
障がい者の手帳交付に必要な診断書料を助成し、手帳を取得しやすくし、障がい福祉サービスを受けやすくしている。 要項に基づき診断書料の助成を行う事務であり、課題等はない。	守谷市障がい者手帳交付診断書料助成要綱に基づき、診断書料の助成を継続して行う。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
申請者数（人）	110.00	126.00	110.00	110.00	110.00
交付総数（千円）	463.00	433.00	500.00	500.00	500.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	身体及び精神に障がいがある方に新規の診断書料の一部を助成する事業であり、成果の動向は横ばいである。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持	☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	新規の障がいがある方への一部助成事業で、その対象の範囲は限定的であり継続的に実施する事業である。			

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	441	433	502	500	500
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	441	433	502	500	500
正職員人工数（時間数）		0.00	507.00	679.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	2,079	2,835	0	0
トータルコスト		441	2,512	3,337	500	500

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報					
事務事業名		福祉タクシー助成事業		担当課	社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間	平成 6年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別	任意の事務
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働	
予算科目コード		01-030102-09 単独	根拠法令・条例等	守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
重度の障がい者等が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成するため、平成6年度に守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を制定した。	福祉タクシー券により、初乗り運賃相当額を助成する。 【対象者】身体障がい者手帳1級・2級の方、療育手帳○A・Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、難病患者の方、満70歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税非課税の方利用見込数：303人（障がい者107人、高齢者196人） 【助成内容】年24枚（人工透析を実施している方は年48枚）のタクシー券を支給する。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
重度障がい者又は70歳以上の高齢者のみの世帯に属する方に対して、医療機関への通院等に要するタクシー料金の一部を助成することで、移動手段の補完と経済的負担の軽減を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
現時点で平成30年度は、障がい者100名、高齢者184名に交付している。利用総数は3,546枚で、1人あたり12.4枚の利用となっている。 自動車の運転ができない、又は公共機関の利用が困難な障がい者や高齢者の移動手段として補完的に利用される制度である。	今後も以下のとおり事業を継続する。 福祉タクシー券により、初乗り運賃相当額を助成する。 【対象者】身体障がい者手帳1級・2級の方、療育手帳○A・Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、難病患者の方、満70歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税非課税の方利用見込数：228人（障がい者90人、高齢者138人） 【助成内容】年24枚（人工透析を実施している方は年48枚）のタクシー券を支給する。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
自動車の運転ができない又は障がい等により公共機関の利用が困難な障がい者や高齢者の移動手段として補完的に活用されており、必要性が求められている為、改善の余地はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐増加 ☒維持 ☐削減	複合的な施策として障がい者や高齢者の交通手段を補完するために必要な施策であり、継続して実施する事業である。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度の実績（評価、課題への対応）
障がい者や高齢者が医療機関等へ通うために利用するタクシー代の初乗り料金を助成することにより、対象者の福祉の増進に寄与した。	障がい者や高齢者の福祉の増進に寄与するため、対象者の申請に基づきに対し、福祉タクシー券を交付した

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
申請者数（人）	210.00	300.00	312.00	312.00	312.00
タクシー券の利用枚数（枚）	2,809.00	3,644.00	3,410.00	3,410.00	3,410.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	障がい者や高齢者の移動手段を補完する制度であり、成果の動向は対象者が継続して申請するところであり横ばいである。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持	☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	アンケートを通じて利用者からは制度の維持を求める声があり、障がい者や高齢者の移動手段を補完する制度として、今後も継続して実施する事業である。			

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	2,296	2,705	2,595	2,677	2,677
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	2,296	2,705	2,595	2,677	2,677
正職員人工数（時間数）		52.00	35.00	110.00	0.00	0.00
正職員人件費		213	144	459	0	0
トータルコスト		2,509	2,849	3,054	2,677	2,677

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業		担当課 社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間 平成18年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別 任意的事務
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働
予算科目コード		01-030102-12 補助	根拠法令・条例等	守谷市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 県補助金交付要項

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか） 小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている方に、特殊寝台・便器、マット、尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、歩行支援用具、電動たん吸引器、頭部保護帽、クールベルト等の日常生活用具をその種目ごとの給付限度額に応じて給付することにより、対象者の日常生活の便宜を図り福祉の増進に寄与する。
小児慢性特定疾病児に対して、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便性を図るために開始した。平成18年に要綱を制定し現在に至っている。	
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
小児慢性特定疾病児に必要な日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
対象者は小児慢性特定疾病児に限られており、対象者からの申請に基づき事業の実績が生じる。また、対象者からの申請が多数生じたり高額給付の申請があった場合は、予算の流用や補正が必要となる。	対象者からの申請に基づき、日常生活用具の給付を決定する。
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
当初予算に見込んだ申請件数や金額を超える申請があった場合、給付のために必要な予算を確保する。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	限られた対象者への給付事業であり申請件数が見込めないこともあり、コストの方向性は現状維持とする。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度の実績（評価、課題への対応）
小児慢性特定疾患児の保護者からの申請に基づき、日常生活用具を2件交付した。	申請がなかったため、取組事項はない。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
申請者数（人）	0.00	2.00	0.00	1.00	1.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	対象者の申請に基づき日常生活用具の購入費用を助成する事業であり、実績も概ね横ばいの状況にある。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	「茨城県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要項」及び「守谷市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱」に基づき継続して実施する事業である				

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	0	130	0	127	127
	国・県支出金	0	65	0	63	63
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	65	0	64	64
正職員人工数（時間数）		18.00	12.00	1.00	0.00	0.00
正職員人件費		74	49	4	0	0
トータルコスト		74	179	4	127	127

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報					
事務事業名		障がい支援区分認定調査事業		担当課	社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間	平成18年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別	法定事務
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働	
予算科目コード		01-030102-16 補助	根拠法令・条例等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
身体・知的・精神障がい者の一体的な福祉サービスの確保や内容を定めた「障害者自立支援法」の施行により、平成18年度から開始した。	障がい福祉サービスの申請をした障がい者や、区分更新の申請があった場合に、調査員が本人と面談し、定められた項目（８０項目）の調査を行う。 [障がい支援に関するサービスごとの支援区分] ・訓練等給付＝非該当、区分１以上 ・居宅介護、短期入所＝区分１以上 ・生活介護＝区分３以上（５０歳以上は区分２以上） ・行動援護＝区分３以上 ・施設入所支援＝区分４以上（５０歳以上は区分３以上） ・重度訪問介護＝区分４以上 ・重度障がい者等包括支援＝区分６ ・療養介護＝区分５以上 ○障がい者支援区分は、支援の度合いの軽い順に非該当から区分６までの「７段階」に分けられます。 ※守谷市障害支援区分認定調査実施要綱
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
認定調査員が開き取り調査を行い、正確な調査結果を得ることにより、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障がい福祉サービスの給付等を行う。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
調査員資格を有する者（調査員研修を修了した者）が認定調査を行っており、一部を守谷市障がい者相談支援センターに委託している。 本年度当初に委託先の調査員が退職し後任者の研修修了が6月となったため、7月まで認定調査業務を委託することができなかった。安定的に調査を委託するためには、常時調査員を確保しておくことが必要である。 なお、7月から10月までの委託件数は10件である。	障がい支援区分の有効期限が満了する障がい者の方については、随時認定調査を実施することとなる。
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
調査員資格の認定研修は、茨城県が実施主体であり、現在、年1回の開催となっている。研修会の開催回数の増に向けた取組主体は茨城県となる。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定する介護給付サービスの利用者を対象として実施する事業であり、調査対象者に極端な増加が見込まれないことから、コストの方向性は現状維持とする。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度 of 取組（評価、課題への対応）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき実施している事務であるため、特に課題はない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき適切に実施している。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
調査実施者数（人）	104.00	132.00	130.00	135.00	139.00
調査実施率（％）	100.00	100.00	100.00	0.00	100.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき公平公正に障がい福祉サービスの給付が受けられるよう調査を行う事業であり、成果の動向は横ばいである。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき継続して実施する事業である。				

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	147	103	81	164	164
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	147	103	81	164	164
正職員人工数（時間数）		0.00	279.00	345.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	1,144	1,440	0	0
トータルコスト		147	1,247	1,521	164	164

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		障がい者介護給付等審査会事業		担当課 社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間 平成28年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別 法定事務
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働
予算科目コード		01-030102-17 補助	根拠法令・条例等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
身体・知的・精神障がい者の一体的な福祉サービスの認定や内容を定めた「障害者自立支援法」の施行により、平成18年度から開始した。	医師，作業療法士，社会福祉士，精神保健福祉士，ケアマネージャーにより構成された審査会において，統一的な基準に基づき障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に審査・判定を行う。また，障がい者の意向調査や障がい支援区分，サービス利用計画に基づき，サービス支給の決定を行う。 ※守谷市障がい者介護給付等審査会の委員の定数等を定める条例。守谷市障がい者介護給付等審査会運営規則。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
認定調査内容及び医師の意見書の内容を踏まえ，適正なサービスの利用が受けられるよう審査判定する。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が，自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう，支援を行う。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
障がい者の介護給付サービス利用のため，認定調査及び医師意見書に基づき障がい程度区分の審査判定を行う会議を，毎月 1 回開催している。会議に付議する案件は，1 回につき10件程度である。また，障害支援区分の判定が必要な障がい者に係る医師意見書の作成を依頼している。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき，障害支援区分の判定及び意思意見書の作成依頼を行う。
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
法律に基づく事務であり，課題はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	会議は毎年度年12回（毎月1回）開催され，条例により報酬及び費用弁償が定められているため，会議開催に係る経費は例年変わらない。また，医師意見書依頼件数が極端に増加する可能性はないことから，コストは現状維持とする。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度の実績（評価、課題への対応）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき行っている事務であるため、特に課題はない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき適切に実施している。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
審査会の開催件数（回）	6.00	11.00	12.00	12.00	12.00
審査対象件数（件）	84.00	91.00	100.00	100.00	100.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者が適切に障がい福祉サービスの給付を受けることができるよう審査判定を行う事業であり、成果の動向は横ばいである。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき継続して実施する事業である。				

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	1,845	1,854	2,068	2,055	2,055
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	1,845	1,854	2,068	2,055	2,055
正職員人工数（時間数）		0.00	101.00	345.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	414	1,440	0	0
トータルコスト		1,845	2,268	3,508	2,055	2,055

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		特別障がい者援護事業	担当課	社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち	計画期間	平成14年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進	種別	法定事務
	基本事業	在宅支援の充実	市民協働	
予算科目コード	01-030102-19 補助	根拠法令・条例等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
精神又は身体に著しく重度の障がい有する方に手当を支給することにより、この方々の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により平成14年度から開始した。	年4回（5月、8月、11月、2月）に分け、次の手当を支給する。 ・特別障がい者手当（26,940円/月） 受給見込数：32人 精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方を対象に支給。 ・障がい児福祉手当（14,650円/月） 受給見込数：28人 精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方を対象に支給。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方が安定した生活を送れるよう、この方々に手当を支給し、経済的負担の軽減を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に著しく重度の障がい有する方に、手当の支給を行っている。 年4回、約56名に手当を支給している。 法律に基づき手当の支給を行う事務であり、課題等はない。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に著しく重度の障がい有する方に、手当の支給を継続して行っていく。
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
法律に基づく事務であり、改善の余地はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき継続して実施する事業である。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度 of 取組（評価、課題への対応）
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に著しく重度の障がい有する方に、手当の支給を年4回行っている。法律に基づき手当の支給を行う事務であり、課題等は無い。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に著しく重度の障がい有する方に、手当の支給を継続して行う。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
障がい児福祉手当支給受給資格児童数（人）	32.00	29.00	26.00	26.00	26.00
特別障がい者手当受給資格者数（人）	29.00	28.00	27.00	27.00	27.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき対象者に手当を支給するものであり、成果の動向は横ばいである。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき継続する事業である。				

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	13,679	13,575	13,843	15,454	15,454
	国・県支出金	10,308	10,216	10,430	11,636	11,656
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	3,371	3,359	3,413	3,818	3,798
正職員人工数（時間数）		335.00	119.00	221.00	0.00	0.00
正職員人件費		1,374	488	923	0	0
トータルコスト		15,053	14,063	14,766	15,454	15,454

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		在宅障がい児福祉手当支給事業		担当課 社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間 昭和52年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別 法定事務
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働
予算科目コード		01-030102-20 補助	根拠法令・条例等	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例 同条例施行規則

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
在宅の障がい児の保護者やその家族の労苦に報いるため、昭和52年に守谷市在宅障害児福祉手当支給条例を施行し、開始した。	○支給は、年2回（4月、10月）に分け、在宅障がい児の保護者を対象に手当「月額4,000円」を給付する。 ※受給見込数：104人 [対象等] 20歳未満の障がい児 身体障がい者手帳1～3級，療育手帳B以上，内科疾患又は特別児童扶養手当1・2級に該当する方を対象に，在宅障がい児の介護にあたる保護者とその家族の経済的支援を目的に手当を支給する。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
在宅障がい児の保護者に手当を支給し，児童の介護に当たる保護者とその家族の精神的・身体的労苦に報い，介護にあたる保護者の経済的支援を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい児が，自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう，支援を行う。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、20歳未満の在宅障がい児の保護者を対象に、手当の支給を行っている。 月額4,000円の手当を年2回、約81名に支給している。 条例及び条例施行規則に基づき手当の支給を行う事務であり、課題等はない。	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、20歳未満の在宅障がい児の保護者を対象に、手当の支給を継続して行っていく。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
条例及び条例施行規則に基づく事務であり、改善の余地はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、継続して実施する事業である。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度 of 取組（評価、課題への対応）
守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、20歳未満の在宅障がい児の保護者を対象に手当の支給を行っている。 条例及び条例施行規則に基づき手当の支給を行う事務であり、課題等はない。	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、20歳未満の在宅障がい児の保護者を対象に手当の支給を継続して行う。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
在宅障がい児福祉手当支給者数（人）	83.00	92.00	104.00	104.00	104.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、対象者に手当を支給するものであり、成果の動向は横ばいである。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持	☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき事業を継続して実施する事業である。			

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	3,420	3,836	4,200	4,512	4,512
	国・県支出金	352	369	415	468	468
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	3,068	3,467	3,785	4,044	4,044
正職員人工数（時間数）		51.00	76.00	49.00	0.00	0.00
正職員人件費		209	312	205	0	0
トータルコスト		3,629	4,148	4,405	4,512	4,512

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報					
事務事業名		難病患者福祉手当支給事業		担当課	社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間	平成21年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別	法定事務
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働	
予算科目コード		01-030102-21 単独	根拠法令・条例等	守谷市難病患者福祉手当支給要項	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
難病患者とその家族の労苦を見舞うために、平成20年に守谷市難病患者福祉手当支給要綱を定め、平成21年度から事業を開始した。	手当支給申請時において引き続き6箇月以上守谷市に住所を有する難病患者又はその保護者に対し、年額2万円の手当を支給する。ただし、生活保護等公的扶助を受給している方を除く。 [対象] 市内在住で茨城県から指定難病特定医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証の交付を受けた方（難病患者）。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
手当を支給することにより、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、その福祉の増進を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
難病患者が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき，守谷市に6箇月以上住所を有する難病患者又は難病患者の保護者に対し，手当の支給を行っている。 年額2万円の手当を年1回，約400名に支給している。 要項に基づき手当の支給を行う事務であり，問題等はない。	守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき，守谷市に6箇月以上住所を有する難病患者又は難病患者の保護者に対し，手当の支給を継続して行っていく。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
要項に基づく事務であり，改善の余地はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき対象者に手当を支給するものであり継続する事業である。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度 of 取組（評価、課題への対応）
守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき、守谷市に6箇月以上住所を有する難病患者又は難病患者の保護者に対し、年額2万円の手当を年1回支給している。 要項に基づき手当の支給を行う事務であり、課題等はない。	守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき、守谷市に6箇月以上住所を有する難病患者又は難病患者の保護者に対し、手当の支給を継続して行う。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
難病患者数（人）	440.00	422.00	498.00	498.00	498.00
受給者数（人）	338.00	404.00	384.00	397.00	397.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき、対象者に手当を支給するものであり、成果の動向は横ばいである。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき継続する事業である。				

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	7,380	8,080	7,680	8,520	8,520
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	7,380	8,080	7,680	8,520	8,520
正職員人工数（時間数）		0.00	277.00	222.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	1,136	927	0	0
トータルコスト		7,380	9,216	8,607	8,520	8,520

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		軽度・中等度難聴児補聴器給付事業		担当課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働
予算科目コード		01-030102-27 補助	根拠法令・条例等	守谷市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業実施要綱，茨城県軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金交付要綱

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか） 次の要件を満たす児童（その保護者）の申請に基づき，補聴器の購入費用の3分の2を助成する。 ①年齢が満18歳未満 ②両耳の聴力が30デシベル以上70デシベル未満 ③医師により補聴器の使用が必要と認めている
茨城県が平成27年4月24日に「茨城県軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金交付要綱」を策定したことを受け，市では平成27年10月から事業を実施した。	
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児童（18歳未満）に，補聴器の購入費用を助成し，児童の言語の習得等，教育面での健全な発達を支援する。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい児が，自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう，支援を行う。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
対象者は身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児童（18歳未満）に限定されており，対象者からの申請がない限り，事業の実績が生じない。一方で，対象者からの申請が多数生じた場合は，予算の流用や補正が必要となる。	対象者からの申請に基づき，補助金の交付を決定する。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
当初予算に見込んだ申請件数を超える申請があった場合，給付のために必要な予算を確保する。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐増加 ☒維持 ☐削減	限られた対象者に費用の助成を行う事業であり，継続して実施する事業である。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度 of 取組（評価、課題への対応）
身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児童に係る補聴器の購入費用について、1件（2台）助成した。	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児童に係る補聴器の購入費用を1件（1台）、修理費用を2件（4台）助成した。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
申請者数	0.00	1.00	3.00	1.00	1.00
交付台数	0.00	2.00	5.00	2.00	2.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	限られた対象者の申請に基づき補聴器の購入・修理に係る費用を助成する事業であり、成果の動向は横ばいである。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	「茨城県軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金交付要綱」及び「守谷市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業実施要綱」に基づき、継続して実施する事業である。				

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	72	72	60	72	72
	国・県支出金	36	36	30	36	36
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	36	36	30	36	36
正職員人工数（時間数）		16.00	8.00	8.00	0.00	0.00
正職員人件費		66	33	33	0	0
トータルコスト		138	105	93	72	72

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報					
事務事業名		障がい福祉計画等策定・管理事業		担当課	社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間	平成23年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別	法定事務
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働	
予算科目コード	－ － 単独		根拠法令・条例等	障害者基本法，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律，児童福祉法	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
守谷市障がい者福祉計画は障害者基本法第11条第3項にに基づき策定し，守谷市障がい福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項の規定に基づき策定するもの。平成29年度に策定する計画には，これらの計画と一体的に，児童福祉法第33条の22の規定に基づく障害児福祉計画の内容を定める。	障がい福祉計画については，福祉サービスの利用実績を集計し，その結果を守谷市地域自立支援協議会において報告し，計画に掲げた目標数値の変更の要否について検討を行う。 障がい者福祉計画については，計画に掲げられた事項の達成具合を各課に調査し，その結果を保健福祉審議会に報告して進行管理を行うとともに，守谷市地域自立支援協議会に計画の進捗状況の報告を行う。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
障がいがある人もない人も権利や尊厳が保持され，必要とするサービスや支援が整い，住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるように事業計画を策定し，その進行を管理する。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が，自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう，支援を行う。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
計画で定めた施策の取組状況や計画内容について，計画の進行管理を行う。また，国の施策動向や社会情勢等を勘案し，必要に応じて計画の見直しを要する。	守谷市保健福祉審議会及び守谷市地域自立支援協議会において，計画の進行管理を行う。また，必要に応じて，計画見直しのための審議を行う。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
現行計画の進行管理を守谷市保健福祉審議会及び守谷市地域自立支援協議会で行い，審議会等からの諸意見に基づき，計画の推進に反映する。 また，計画の見直しについては，現行では必要ない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	計画策定が平成29年度に終了し，平成30年度から新たな計画期間に移行したため，現状維持とする。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度の実績（評価、課題への対応）
各計画の進行管理で明らかになった課題や達成状況、サービスの実施状況等を勘案して、守谷市障がい者福祉計画（第3期）・守谷市障がい福祉計画（第5期）・守谷市障がい児福祉計画（第1期）を策定した。	守谷市障がい者福祉計画（第2期）及び守谷市障がい福祉計画（第4期）の進行管理を実施し、守谷市保健福祉審議会及び守谷市地域自立支援協議会に報告した。 守谷市障がい者福祉計画（第3期）・守谷市障がい福祉計画（第5期）・守谷市障がい児福祉計画（第1期）に定められた事項に取り組んだ。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
（項目・施策）評価数	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
策定計画数	1.00	3.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
■ 向上 □ 横ばい □ 低下	守谷市障がい者福祉計画（第3期）・守谷市障がい福祉計画（第5期）・守谷市障がい児福祉計画（第1期）を策定し、計画に定められた事項に取り組むことで、成果の動向は向上している。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
□ 拡大 □ 縮小 ■ 維持	□ 改善・効率化 □ 統合 □ 廃止・終了	新たに策定した計画に基づき、その計画の進行管理を行うことにより計画目標を達成する。			

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	0	1,605	0	0	1,605
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	1,605	0	0	1,605
正職員人工数（時間数）		139.00	428.00	22.00	0.00	0.00
正職員人件費		570	1,755	92	0	0
トータルコスト		570	3,360	92	0	1,605

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		精神障がい者手帳交付及び通院医療費公費負担制度事務		担当課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働
予算科目コード		- -	根拠法令・条例等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか） 精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳であり、初めて交付申請をするときは、所定の診断書、障がい年金証書等の写し、写真、押印により申請書を受理し、県（茨城県精神保健センター）へ進達する。県から手帳が発給された方へ交付事務を行っている。 また、精神障がい者の適正な医療の普及を図るため、精神障がい者の通院医療に係る医療費負担制度（自立支援医療）事務を手帳交付に準じて行っている。
法律（旧障害者自立支援法）の施行により、精神疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療福祉サービスを受けやすくするため開始した。このために、精神障がい者手帳又は自立支援医療受給者証の交付事務を行う。	
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
手帳交付申請又は自立支援医療受給者証申請をすることで、手帳や受給者証が県より交付され、指定医療機関並びに福祉制度の援護を受けられるようにする。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき，精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方の申請を受理し，県（茨城県精神保健福祉センター）へ進達事務を行っている。県（茨城県精神保健福祉センター）からの手帳が発給された方へ，交付事務を行っている。登録人数，約534名。 また，精神障がい者の通院医療に係る医療費負担制度（自立支援医療）事務を，手帳交付事務に準じて行っている。登録人数，約1，361名。 法律に基づき手帳の申請受理及び交付を行う事務であり，課題等はない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき，精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方の申請を受理し，県（茨城県精神保健福祉センター）へ進達事務を行っている。県（茨城県精神保健福祉センター）からの手帳が発給された方へ，交付事務を行っている。 また，精神障がい者の通院医療に係る医療費負担制度（自立支援医療）事務を，手帳交付事務に準じて行っている。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
法律に基づく事務であり，改善の余地はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐増加 ☒維持 ☐削減	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき継続する事業である。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度 of 取組（評価、課題への対応）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方の申請を受け、県（茨城県精神保健福祉センター）へ進達事務を行っている。県から手帳が発給された方へ、交付事務を行っている。また、精神障がい者の通院医療に係る医療費負担制度（自立支援医療）事務を、申請受理及び手帳交付事務に準じて行っている。法律に基づき手帳の申請受理及び交付を行う事務であり、課題等はない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方の申請を受け、県（茨城県精神保健福祉センター）へ進達事務を行う。県から手帳が発給された方へ、交付事務を行う。また、精神障がい者の通院医療に係る医療費負担制度（自立支援医療）事務を、申請受理及び手帳交付事務に準じて行う。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
精神障がい者保健福祉手帳申請者数（人）	134.00	226.00	141.00	141.00	141.00
自立支援医療費新規申請者数（人）	154.00	140.00	161.00	161.00	161.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び精神障がい者の通院医療に係る医療費負担制度（自立支援医療）に基づき精神疾患のある方の手帳や受給者証の発行を行う事務であり、成果の動向は横ばいである。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び精神障がい者の通院医療に係る医療費負担制度（自立支援医療）に基づき継続して実施する事業である。				

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	0	0	0	0	0
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
正職員人工数（時間数）		0.00	424.00	224.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	1,738	935	0	0
トータルコスト		0	1,738	935	0	0

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		特別児童扶養手当受付事務		担当課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働
予算科目コード		- - 補助	根拠法令・条例等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
精神，知的又は身体障がい等のある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として，法律が施行されたことによる。このため，児童の父母又は養育者に対して手当の支給を行う。	精神，知的又は身体障がいのある20歳未満の児童を家庭において監護している父母又は養育者に対して手当を支給される手当（障害の程度による手当のランク：1級 月額51,700円，2級 月額34,430円）で，所得状況に応じて支給。 国の施策であり，市では申請受付並びに受給者における各種の届出を受理し県に進達している。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
精神，知的又は身体障がいのある20歳未満の児童を家庭において監護している父母又は養育者に対して手当を支給し，福祉の増進及び経済的負担の軽減を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が，自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう，支援を行う。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき，精神・知的又は身体に障がいのある２０歳未満の児童を家庭において監護している父母又は養育者に対し，手当の支給を継続して行っている。 年３回，４箇月分を約１００名に支給している。 国の施策であり，申請及び各種届出を受理し，県に進達している。 法律に基づき手当を支給する事務であり，課題等はない。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき，精神・知的又は身体に障がいのある２０歳未満の児童を家庭において監護している父母又は養育者に対し，手当の支給を継続して行っていく。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
法律に基づく事務であり，改善の余地はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき継続して実施する事業である。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度の実績（評価、課題への対応）
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神・知的・身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において監護している父母又は養育者に対し、年3回手当の支給を継続して行っている。 法律に基づき手当を支給する事務であり、課題等はない。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神・知的・身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において監護している父母又は養育者に対し、手当の支給を継続して行う。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
所得状況調査対象者数（受給権を有する方）（人）	101.00	110.00	91.00	91.00	91.00
受給者数（人）	100.00	100.00	78.00	78.00	78.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、対象者の手当支給に係る申請を県に進達する事業であり、成果の動向は横ばいである。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持	☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき継続する事業である。			

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	0	0	0	0	0
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
正職員人工数（時間数）		0.00	309.00	218.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	1,267	910	0	0
トータルコスト		0	1,267	910	0	0

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報					
事務事業名		自動車税及び通行料減免事務		担当課	社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間	昭和54年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別	任意の事務
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働	
予算科目コード	- - 単独		根拠法令・条例等	茨城県県税条例，有料道路における障害者割引措置実施要領	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
○自動車税：障がい者並びに障がい者を介護する家族所有の自動車に対して税の軽減措置を講じたもので，開始時期については，昭和53年茨城県県税条例第70条の改正により開始された。 ○通行料減免：障がい者の福祉充実を図るために平成15年に開始した。	自動車税：障がい者手帳を有する方が，個人所有の自家用自動車を通院・通学などで運転する場合に適用し，県税の減免手続きを援助する。なお，自動車税の減免申請の際，障がい者自身が運転する場合以外で必要となっていた生計同一証明書の交付が平成22年度より廃止され，別居している障がい者の親族が当該障がい者等を常時介護している旨の証明のみ交付することとなった。 通行料減免：有料道路を利用する障がい者（身体・知的）の通行料金を半額とする制度。有効期間は2年間。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
障がい者，又はその家族に対し，自動車税や有料道路の通行料減免に必要な申請手続きの支援を行い，申請者の利便性の向上を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が，自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう，支援を行う。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
茨城県県税条例，有料道路における障害者割引措置実施要領に基づき行っている事務であるため，課題等はない。	特になし。
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
茨城県県税条例，有料道路における障害者割引措置実施要領に基づき行っている事務であるため，改善の余地はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	経費が生じない事務である。

H29年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H30年度の振り返り）	
H29年度の評価（課題）	H30年度の実績（評価、課題への対応）
○自動車税：県税事務所の職員が2月と3月に出張窓口を開設し、自動車税の減免申請の受付を実施した。市は、窓口の開設に係る広報や会場確保を行った。 ○通行料減免：対象者の申請に基づき有料道路の減免申請の受付を実施した。	○自動車税：県税事務所の職員が2月と3月に出張窓口を開設し、自動車税の減免申請の受付を実施した。市は、窓口の開設に係る広報や会場確保を行った。 ○通行料減免：対象者の申請に基づき有料道路の減免申請の受付を実施した。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	目標値（R03）
有料道路割引申請者数	356.00	389.00	516.00	516.00	516.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	「自動車税減免事務」は、市が窓口開設の広報や会場の確保のみを行い実施主体は茨城県である。また、「通行料減免事務」は対象者の申請に基づき実施する事業である。これらのことから、成果は横ばいである。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	茨城県県税条例，有料道路における障害者割引措置実施要領に基づき継続する事業である。				

コストの推移						
項目		H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R01年度予算	R02年度見込
事業費	計	0	0	0	0	0
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
正職員人工数（時間数）		99.00	0.00	0.00	0.00	0.00
正職員人件費		406	0	0	0	0
トータルコスト		406	0	0	0	0